

重要 必ずお読みください！

令和2年7月31日

飲食店業者 様

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（京都市長） 門川大作

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底のお願いについて

皆様におかれましては、この間の感染拡大防止のための御尽力に敬意を表し、改めて、御礼申し上げます。

「ウィズコロナ」の時代においては、感染拡大予防を徹底しつつ、安全安心に飲食を楽しんでいただくお店づくりが極めて重要となっております。

事業者の皆様におかれましては、全国レベルで事業者ごとに業態に応じた感染対策ガイドラインを策定されるなどの取組を実施していただき、行政もこれを支援してまいりました。

一方、御承知のとおり全国的に飲食の場における感染者・クラスターが多数発生しており、本市においても感染者・クラスターの発生した店舗を調査したところ、ガイドラインが守られておらず、また、ガイドラインを知らないケースさえありました。

感染症拡大予防を徹底する観点から、多人数・長時間での会食などはリスクの高い行為であることを念頭に、今一度、ガイドラインの遵守・徹底を図るようお願いいたします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン例などにつきましては、末尾を御参照・御活用ください。

本市といたしましては、市民の皆様の命と健康を守り抜く、そして事業者の皆様のご大切なお店を支えていくため、手を携えて共に取り組みを進めていきたいと考えており、感染拡大防止のため必要な対応を実施されていない場合は、別紙の目安を基に公表いたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。

※本書は、京都市内の食品衛生法上の飲食店許可施設（テイクアウトのみの店舗を除く。）に送付しております。

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン例

- ・ 〇外食業の事業継続のためのガイドライン【（一社）日本フードサービス協会、（一社）全国生活衛生同業組合中央会】
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_630.pdf
- ・ 〇社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会】
<https://zensyaren.net/pdf/b9584552dfbf47642688827125fca7611e1fbd45.pdf>
- 〇業種別ガイドライン【内閣官房】
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

（お問合せ先）

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

TEL：075-222-3342（設置日：令和2年8月5日（水）～）

対応時間：平日9：00～17：00（12：00～13：00を除く。）

店舗名公表の目安

国においては、「クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこととともに、ガイドラインに掲載しているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促す」としております。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（いわゆる風営法）に基づく立ち入り指導等を行う方針も示されております。

これを受けて、本市においては以下のとおり店舗名公表の目安を定めます。

公表の目安

以下の2項目のいずれにも該当する場合

①クラスターなど感染者が発生した場合

②感染経路の追跡が困難な場合

（「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」、**「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス」**その他の公的機関が導入している追跡サービスを導入・活用していない場合、氏名・電話番号等が明記された利用者名簿が有効に機能していない場合等）

本市においては、店舗等利用者にお知らせメールが送付される「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」を実施しております。

また、京都市・京都府・経済界で、感染拡大予防に向けたガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取り組む事業者の「見える化」を図るため、「**ガイドライン推進宣言事業所ステッカー**」の交付（添付の資料を御参照ください。）も実施しており、これを活用されることがガイドライン遵守の目安となります。

京都市新型コロナあんしん追跡サービス

店舗や施設の利用者から新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、接触のおそれのある方（店舗等利用者）にお知らせメールが送付されるサービスです。

●店舗等の事業者の皆様の手続き

(1) ホームページ「利用手続」から登録申請をしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

(2) 申請された店舗や施設専用のQRコードが発行されます。

QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 店舗や施設の入口などにQRコードを掲示してください。手続きは完了です。

●店舗等の利用者が、掲示されたQRコードをスマートフォンで読み込み、利用者登録されると、自動的に登録完了のメールが届きます。